

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		土砂のたい積の新規許可・変更許可
根拠条例・規則名		さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
条 項		第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1609）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。
	設定等年月日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	21 日
	設定等年月日	平成 23 年 8 月 9 日設定
備 考		